

## 連結納税制度に関する専門家会合（第1回）議事録

日 時：平成30年11月7日（水）13時00分～13時58分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

### ○田近座長

時間となりましたので、これから連結納税制度に関する専門家会合を始めさせていただきます。

今日は第1回目ですが、この会合の座長を務めさせていただくことになりました田近です。よろしくお願いします。

今日は時間的には1時間いただいて、14時には終わらせるというスケジュールでやらせていただきます。

10月23日に開催された第19回政府税制調査会の総会において、連結納税制度を取り巻く状況について、財務省から説明があり、その後、委員の間で活発な意見交換が行われました。

そうした議論を踏まえて、中里会長から、租税・経済の専門家、経済界・実務家の方で専門家委員会を開催し、外部の方の御意見も伺いながら議論の素材を前もって整理してはどうかというお話があり、本日の運びとなりました。

本日は、連結納税制度に関する専門家会合の第1回目ということで、最初に会合の公開体制についてお諮りし、次に、総会での御意見と本件の検討に当たっての視点、これからどういうことを議論するかということを経済省の吉沢課長から御説明いただく。最後に、皆様から御意見ということとさせていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、会議の進め方についてお諮りさせていただきます。

本会合の議事は原則としてマスコミの方に傍聴を認め、公開することにしてはどうかと思います。

ただし、中立性・公平性の観点から、会合を非公開とすることが適当と判断する場合には、皆様にお諮りした上で、その都度、非公開とすることを決定したいと思います。

また、会合に提出された資料について、内閣府のホームページに掲載するとともに、議事については、後日、議事録を同ホームページにて公開することにしてはどうかと考えております。

他方、総会ではインターネットによる中継を行っていますが、この会合では最終的な方針決定、つまり、ここは専門家会合で、決定あるいは議論を最終的に詰めるのは総会ですから、より闊達な議論を行うためにインターネットの中継は行わないこととしてはどうかと考えます。

そのため、会合の終了時には、事務方による記者ブリーフィングを行いたいということで、原則、会議は公開、必要なときには非公開とさせていただく、もちろん、議

事録等はホームページ等に載せて、インターネットの公開は行わない。あと事務方による記者の皆様へのブリーフィングということで、こういう形で進めさせていただきたいのですが、御異議ございませんね。よろしくお願いします。

それでは、そういう形で進めさせていただくとして、早速、今回の会議にお招きした有識者の皆様を御紹介させていただきたいと思います。

まず、私の左側の方からの順番になると思いますが、税理士の小田嶋清治さんです。よろしくお願いします。

太陽有限責任監査法人代表社員会長の梶川融さんです。

日立製作所財務マネジメント本部税務統括部部長の濱田将史さんです。

早稲田大学教授の渡辺徹也さんです。よろしくお願いします。

あと、もう一人、今日は御欠席ですが、慶應義塾大学教授の佐藤英明さんにも次回より加わっていただく予定です。併せてよろしくお願いします。

ということで、1回目のセットアップですが、このような形で始めさせていただきたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思います。

最初に、財務省から説明をお願いしたいと思います。

財務省主税局税制第三課長吉沢課長、お願いします。

### ○吉沢主税局税制第三課長

皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の連1-2「説明資料〔連結納税制度について〕」とある資料がございますが、そちらに基づきまして御説明させていただきます。

こちらは、先ほど座長から御紹介のありました10月23日の税調の総会で連結納税制度について議論をしたときにいただいた主な意見を御紹介した上で、検討に当たっての視点をまとめさせていただいております。

3ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらは総会で本専門家会合を設置した際の了解事項ということで紙にさせていただいております。連結納税の対象となる「完全支配関係にある企業グループ」といっても、経営形態は様々であるし、また、親法人への情報や意思決定の集約を想定していた、平成14年の創設当初の制度設計にそぐわない部分も出てきているのではないかとということで、もう少し制度を簡素化するなどの視点から検討を行っていく必要があるのではないかと。その際に、国際競争力を発揮できるようなことにつながるのではないかと。

企業の事務負担の観点から、実際の企業の税務申告の実務も考慮して検討する必要、租税回避の防止といったような視点からの検討も必要です。

また、少数株主の問題などもありますので、現行の「完全支配関係にある支配グループ」を前提としながら検討していくことが必要なのではないかとということで、技術的・専門的な論点が多岐にわたりますので、専門家会合を開催しまして議論の素材を

整理してはどうかという了解事項でございました。

4 ページ目以降が総会で委員の皆様からいただいた御意見をある程度カテゴリーに分けてまとめております。

まず総論につきまして、連結納税制度は、基本的な枠組みを絶対に維持するべきだ。

二つ目、連結納税制度は、企業グループの一体的な経営など合併その他企業の再編に大変効果をもたらしたと言える。

一つ飛んでいただきまして四つ目ですが、単に簡素化だけではなくて、より我が国企業の国際競争力を持つような形で存在できる土台を提供する制度をぜひ作り出していただきたいといったような御意見がございました。

もう一つ、実態把握について幾つか御意見をいただいております、一つ目の○の下線部ですが、連結納税を行っていいはずの企業のどれぐらいが実は行っていないのか。どういう経営状況の企業が連結納税を選択しているのか実態を調べるべきである。

二つ目が、その実態を踏まえた上で、何が足りないのか、どういうことが求められているのか、検討すべきであるといったような御意見をいただいております。

5 ページ目ですが、簡素化という視点からの御意見を幾つかいただいております、一つ目の○は、税務調査があり、修正や更正が発生したような場合は、一つの単体の子会社だけではなく、親会社も含めたグループ全体に納税額が生じるので、非常な労力とコストが掛かるといった御意見。

二つ目の○ですが、寄附金や交際費、中小特例などの租税特別措置法の適用など、法人税の周辺部分にある制度が連結納税を面倒にしているのであれば、制度の簡素化を進めてもいいといったような御意見。

三つ目は、親会社に情報が集約されていて親会社から納税されるということを想定した連結納税制度と、必ずしもそうではない企業経営の実態と、どう整合性を持たせるかということが大事だという御意見。

四つ目は、事務負担の問題につきましては、納税の手続きを電子化したりシステム化することによって手続のコストが下がるという面もあるのではないかと御意見をいただいております。

6 ページ目ですが、中立性・公平性といった観点からの御意見も幾つかいただいております、一つ目の○ですが、グループ法人税制ができて、それまでは連結しか認められていなかったような内部取引の損益の繰り延べといったことがグループであれば自動的に認められることになった。一方で、組織再編税制が随分広がってきているということになると、合併するのと連結するのとどのように違うのかといったようなところの並行論みたいなものも議論しておく必要があるといった御意見。

二つ目の○ですが、連結納税は、初めはいろいろ大変で間違いが起こったり修正する。移行期とか様々なときに起こったものに関して配慮する緩和策はないかということで、少なくともネガティブなサイドが出ないような移行措置を考えていただきたい。

繰越欠損金の問題など、特に連結納税の欠損金の切り捨ての問題とか、時価評価に関する問題をもう少しエンカレッジするようにしていただきたいといったような御意見をいただいております。

7ページ目、その他ということでした、連結財務諸表との関係での御意見の中で、連結財務諸表の要件は、実質支配、原則は50%ということのみでみている。もし、この連結納税制度にこの考えを入れてしまうと、少数株主の問題や、その利益規定の問題など、相当にややこしい問題が出てくるので、今回はそのようなことは止めておいた方がいいといったような御意見をいただいております。

8ページ目を御覧いただきまして、こういった総会でいただきました御意見を踏まえまして、これから御検討いただくに当たっての視点として一つの案をまとめさせていただきます。

四角囲いの中ですが、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を十分に把握した上で、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化や中立性・公平性の観点から以下の方向で検討を行うこととしてはどうかということで、下に二つの視点からのもう少しブレークダウンした記述をしております、一つ目は事務負担の軽減を図る観点からの簡素化ということですが、企業の事務負担の軽減を図る観点から、企業グループの実態も踏まえ、連結グループを一つの納税単位とする現行制度のあり方、具体的には申告・納付の方法など、連結固有のグループ調整計算の要否、修正や更正の場合の企業や課税庁の事務負担の軽減などについて検討を行ってはどうか。

二つ目は、グループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点からの見直しということですが、一つは、企業グループの事務処理能力の差が連結納税の選択に与える影響を最小化し、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保するという視点。

二つ目が、連結グループと合併などの組織再編を行った企業との間で、課税の中立性が確保されるよう、組織再編税制との整合性がとれた制度を目指す。その際に、開始・加入時における時価評価課税・欠損金の制限につきましては、租税回避防止の観点からも検討することとしてはどうかというものです。

参考資料は制度の概要や連結納税制度の諸外国の比較といった資料がついておりますので、ここでは御説明は省略させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

## ○田近座長

ありがとうございました。

今日は1回目ということで、前回の税調の総会での御意見、それを踏まえて吉沢課長の方でまとめていただいた論点、それを参考に自由に議論いただくということで、ここで8ページに検討に当たっての視点ということで、今、御説明されたことがあり

ますが、この視点も含めて、今日はこれ以上、具体的なというか、スペシフィックな課題は議論するというのではなくて、進め方、検討に当たっての視点等を御閣下に御自由に御意見いただくということで、これからはもう皆様の御意見をまず伺うということで進めさせていただきたいと思います。御遠慮なく、どこからでも御意見を賜りたいと思います。

では、宮永特別委員からどうぞ。

### ○宮永特別委員

総会における発言その他、まとめていただきまして大変ありがとうございます。

総会で私の方から企業の経営という立場から一つ、もう一度お話しさせていただきたいのが、日本の社会、経済は成熟期に入って久しいわけですが、新しくまた例えば Society5.0などデジタルイゼーションの時代というような転換期に入ってきているときに、私ども、実は国際競争力、日本の中だけではどうしようもないということで、単に大企業という立場だけではなくて中小企業を含めて全体のサプライチェーンとして国際競争力を高めていかないといけないという観点から考えるときに、この連結納税制度でも国際的に少しでも競争力があるというか、競争力を保てるような形を考えていただけないだろうかということで、例えばポートフォリオをいろいろ見直していかないといけない。

それから、成熟した産業の場合は特に再編をしながらずっと同じような企業間統合、事業ごとに統合していくというときに、昔ならば何とかメリットを常に出せたのですが、今は例えばある期間、リストラをしないといけない。そのときに一緒に行った方が非常に効率は良い。何年間かはやはり赤字が出るというときに、本来ならば事業統合しなければ、その部分で合弁会社を作らなければ損益通算できて、自分たちだけでやっている場合、そこから全く出なくなる。

そのときに、例えばマジョリティーをとってリーダーシップをとる企業というのは、本来なら少数株主の問題は確かに面倒なのですが、リーダーシップをとって、責任を取ることは、かなりの犠牲で最後までその事業をやり遂げて、考え方としては一つの産業の最後のカストディアンというか、預託された、その事業、産業を残すために残すような感覚で物事を考えたときに、その責任を負うわけです。そのために、ある範囲内でそれを単に自分の会社の利益のためよりも、その事業を存続させるため、伸ばしていくために、将来、日本に残し、また再成長のチャンスを伺うというようなことを考えるためにも、損益通算することによって少しでもその費用、キャッシュをプールして新しい研究開発とか統合したものに使うというような余力を持ちたいというときに、今の制度では非常に難しいということが一つございます。

これにつきまして、連結納税制度の中で原則は100%というのは確かに少数の人との不公平感や少数株主の方との問題など面倒だと思いますが、やはり目的がきちんとしていて、こういうことをしないといけない。それに対して、あと損益通算によって得

られたメリットをどういう形で使っていくかも考えて、様々なことを考えると、産業基盤を残したり、少しでも強くして、それから、雇用をなるべくマイルドに、数年間で一気にがたがたになっていくものを10年、15年と延ばしながらずっと行っていくというような目的など、そういうものがあるときには何らかの競争力を保てる制度というもので、確かに手続き的には面倒になったり、公平感の作り出し方は少し工夫が必要だと思いますが、そういうことは考えていただければ大変ありがたいと感じております。

もう一つ、ポジティブな面で考えるときに、分からないが、そのときに新しい開発をやってみようというような、少し難しい開発をジョイントベンチャーなども、これは非常に社会的なメリットなどそういうものが大きな開発のベンチャーを行うときには、それに投入したものに対する、何らかの共同開発組合みたいなものを作ったときの損失については、それぞれに何らかの形でクレジットできる。

率だとか様々なカバレッジをどうするかということもありますが、公平感のある形で考えていくことは、やはり連結納税制度の中での国際競争力を再編や再成長などというものと、もう一つ新しいものを探すとき、この二つの観点から連結納税制度について、非常に透明感のある透明性と公平性が一番大事だと思うのですが、これを何とか折り合えるところまで、外国のように何%で幾らと杓子定規に80%とか米国、ドイツは50%以上、このようにやるのも一つですが、日本なりに、日本はなかなかいい考え方を持っていて、合目的、社会のためという考え方でやっていると、競争力を保って社会が全体で一緒に伸びていくという観点から工夫しているという連結納税制度というのはあってもいいのではないかと。

確かに簡素なシステムや効率など、そういうことには若干矛盾しますが、なるべくそちらは一生懸命やるとしても、それを考えていただければということ、もう一度、検討の中で何か工夫できないかというのが私の一つの意見です。

もう一つ、なるべくこの制度が移行期にデメリットが出ないようにということと、入ってくる人、スタートするときの欠損金、ここの検討など様々なところにある租税回避を防止というのは当然のことですが、少しその面よりも連結納税というものをなるべく広げていって社会に受け入れやすくしていく。それが社会全体のシステムの効率化になっていくという観点で、初めの段階では少し緩和の方を一生懸命考えていければ、企業の経営の立場からすると、より親しみやすくなっていくのではないかと、そのような感じがしておりますので、私の方からそういう見解をもう一度、述べさせていただきます。

以上です。

#### ○田近座長

ありがとうございます。

最初のお話のいろいろサプライチェーンも変わっていく中で国際競争力を高めなけ

ればいけない。産業基盤を残していかなければいけない。そのためにはリスクをとらなければいけない。

今日の8ページの検討課題です。先ほど吉沢課長からいただいた中でいくと、具体的にはどこに一番、今、宮永特別委員のおっしゃったところが触れるのですか。完全支配のところまで戻るのでですか。

#### ○宮永特別委員

現実に100%ということに完全に限定する完全支配という定義のあり方が例えばある目的の範囲、非常に合理的であれば社会性がある場合、そういう企業再編など新しいものへの挑戦。こういう競争力を高めるという観点においては、例えば80でも90でもあれですが、あるパーセンテージを作って、それを完全支配。その代わり、リーダーとしての責任がきちんと定義されていて、そのようにできれば、やはりみんなも努力して行っていくやり甲斐があるのではないかと、そのところです。

#### ○田近座長

実効的な完全支配というようなイメージですね。

#### ○宮永特別委員

実効的な完全支配、条件はいろいろと悪用されないようにきちんとしていくことが大事だと思っておりますが、そこはしっかりと何らかの競争力を保つという観点からかと考えております。

#### ○田近座長

では、おっしゃられた中では、その辺が一番重要なポイント。施行時、移行時の話もされました。

#### ○宮永特別委員

それはいつものことですが、一番大事なのはそこだと思います。

#### ○田近座長

では、そういう意見をいただいた。1回目なので、これから進めていく上で非常に参考になるので、どしどし御意見をいただきたいのですが、岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

事務局には、資料をおまとめいただきまして、ありがとうございました。また、今、宮永特別委員からいろいろと御指摘をいただいたことは、非常に貴重であると思えます。

資料の8ページの検討に当たっての視点に関して、少し考えを申し上げたいと思いますが、総会でも意見が出ていましたように、基本的な枠組みというのは維持するというか、守るべきであるという考え方だとは思いますが、結局、そこで言っているところの基本的枠組みとは何かというと、おそらく損益通算を可能にすることであろうと思えます。つまり、グループの内部損益については、グループ法人税制の導入により課税繰り延べを認めた。次に、連結に入ってくると、メンバー間での損益通算を

認める。こういう作りとして整理をしてはどうか。つまり、二階建てのような感じになります。

ですから、連結税制の核心的な要素は、損益通算であり、この損益通算のやり方をどうするかというところになります。単に通算すると言っても、赤の会社と黒の会社が複数あったときに、どことどこをどのように通算するのかなど様々なことを考えていくと、かなりオプションがあり得るかもしれませんが、ここをなるべく簡素な方法でやっていくことが大事かと思います。

この簡素さについてですが、今日は、税制調査会第19回総会で配付された「説明資料〔連結納税制度について〕」（総19-2）も配付されていると思いますので、その5ページをご覧ください。なお、本日の資料（連1-2）ですと、11頁にほぼ同じものがあります。これはかなり由緒のある資料でありまして、平成13年6月26日の第14回法人課税小委員会で出た資料をきれいに加工されたものだろうと推測しております。当時を彷彿とさせる資料なのですが、この時は、連結グループを一つの納税単位として所得計算をすらしつつ、しかし、同時に、個社計算、法律では個別帰属額と言っていますが、その個社の所得もきちんと出しておいてくださいということになっていました。そのため、本日、事務局からも御指摘ありましたように、一つの個社で修・更正事由が生じてくると、それがまず全体に反映して、そして、それがもう一回、個社に返ってきますというようなことになり、複雑なことになります。

そして、例えば個社ごとに所轄税務署が違ふということになってくると、これはまた時間もかかってきますので、この枠組みについては、今回は見直した方がいいだろうと思います。平成13年の段階で一つの納税主体と言っていた、納税単位と言っていたものについて、何だったら個社ベースに戻してくるといったことを含めて考え、しかし、基本的な枠組みにあるところの損益通算については当然残すというか、それについて、より合理的なものにしていくことになるのかと思います。

そうすると、資料に出ている交際費や寄附金など、様々な連結調整計算や税額控除のレベルでも、所得税、外国税額控除、試験研究費といった税額控除の調整計算がありますが、こういったものをどこまで簡素化できるか、個社ベースでやっても特に弊害がないものについては、個社ベースに持ってくるという方向性になってくるのかと思います。

ですから、連結グループを一つの納税単位とするというドグマにはあまり拘らずに、むしろ損益通算というものをどのように使うのかがいいかという発想で、個社の修・更正事由については、なるべくはね返ってくるようなことがない方向を目指すことによって、事務負担の面、連結の使いやすさの面でメリットを出すことができるだろうと思います。

それから、資料の8ページの一番下のところにつきまして、意見を申し上げます。今、宮永特別委員から悪用という御指摘がありました。時価評価課税と欠損金持込

制限については、今のところ、納税主体が変わるから、つまり、これまでの個社というのは一旦なくなって、そして、新しい連結親法人が納税主体になってくるから、だから、一旦、それまでの様々な要素を清算して連結納税の制度に入ってきてくださいという説明をしてきたと理解しています。

そのため、納税主体を変えるというドグマを止めると、資料にありますように租税回避防止の観点から、必要であれば時価評価課税や欠損金の切捨てを入れるということになってきます。時価評価課税についても、欠損金の切捨てについても、必要な部分はかなり残りそうには思うのですが、ただ、例えば国際課税で評価困難な無形資産、Hard-To-Value Intangiblesといった議論が出ているように、この時価評価課税を完璧にやったから、租税回避が防止できるということではないと思います。必ず時価評価課税には漏れが出てきます。

これまで私、連結の勉強も若干はしてきたつもりですが、アメリカなどを見たときにどういう租税回避があるかという、大体の手口は子会社株式譲渡損です。これは従来、日本でも1,000億を超えるような還付金が出た事件があったと思いますが、そういうもので使われた手法です。連結離脱のときに租税回避と思しきものが出てくる。アメリカも日本もそうだと思います。

連結加入時や開始時については、今よりも時価評価や欠損金持込制限を若干緩めにするということも考えられるかもしれませんが、離脱時については、今は時価評価をすることにはなっていないのです。欠損金も個別帰属額として原則として制限なく持ち出せることになっています。29年改正でスピンオフ税制が導入され、企業が分離していく場合に、こういうときには時価評価があり、こういうときには課税繰延べとなるといういわゆる適格要件が入りましたが、それとの整合性も見つつ、この出口の方について租税回避防止ということをぜひ検討していただきたいと思います。

#### ○田近座長

盛り沢山で大分論点がクリアになってきましたが、あえて要約しませんが、今日はそういうことなので、どこからでも御意見いただきたいと思います。

では、神津特別委員、どうぞ。

#### ○神津（信）特別委員

私の関与先で連結納税を採用していない会社があるのでヒアリングをしてみました。連結決算の対象が50社ぐらいあって、うち100%子会社が20社ぐらいなので、連結納税を適用すれば有利かと思うのですが、なぜしていないのか聞いてみたら、簡単に言うと、メリットが少ない割には手間が大変であるということでした、これが簡潔になれば、ぜひ適用したいのだというような意見でした。

ということでいろいろと考えますと、今まで岡村委員等も言われましたが、現行法では連結グループは親法人がグループを一体として計算した連結所得と連結法人税を申告して、各連結子法人は個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出するというこ

とにされていますが、親がまとめて申告するというやり方が、現在、指摘されております計算が複雑だとか、修・更正の場合に時間がかかるとかいうことの原因ではないかと思っておりますので、この点を思い切って、メリットは欠損金の通算ということに、極言すればそういうところに集約されるのではないかと思っておりますが、そうした連結納税制度の骨格は維持しつつ、単体申告に移行して簡素化するという方向がいいのかと思っております。

○田近座長

個社。

○神津（信）特別委員

個社ですね。

というのは、連結している親法人が完全に100%子会社等のガバナンスを発揮しているかという点と必ずしもそうでなく、その個社自体がほとんど、それこそ決算から営業まで全部ガバナンスを発揮しているような実態が多いので、そういうところも尊重しつつ、この制度をやっていく必要があるのではないかと感じました。

○田近座長

基本的には岡村委員のおっしゃった課税単位の話、親会社一本ではなくて子会社の方にも移していけないか。完全支配のところはどうか。

○神津（信）特別委員

完全支配のところは100%維持すべきだと思います。

○田近座長

そこはそれで考える。分かりました。

ほかに小田嶋税理士、どうぞ。

○小田嶋税理士

私は実務家ということなのですが、連結納税の申告書を作成したこともなければ、相談を受けることもほとんどありません。なので、精通者ということではありません。ただ、私は税の立案部局にいたことがあるのと、税の執行当局にいたことがあり、そして今税理士ということでもありますので、立法サイドから見た意見と、執行サイドから、そして、納税者の視点からということ意見で述べさせていただければと思います。

ここの論点には全く出ておりませんが、私は連結納税制度を最初に入れようとしたときに、日本の税法の体系から見たら、これはイギリス型がいいかな。それがちょうどフィットするのではと思ったのですが、どんどん難しくなっていって、アメリカに近い制度となりました。アメリカは議会が法案を出して、誤りがあればすぐ直す。細かいことは財務省規則で定める、と書いて、財務省は難しい税制であればじっくり時間をかけて規則を作って、それを遡及適用するなど、非常に柔軟な立法をするのです。

ところが、日本はもう法律、政令、省令、一体で処理しなければいけない、一定時

期までにしなければいけない。そういう意味で、同じ立法をするのにも日本は非常にハンディを持っていると思っていましたので、これまでの税体系にフィットするにはイギリス型かなと思っていました。

今、そういう意味では反省が出てきたということだと思いますが、実は執行当局も大変でありまして、全国に散らばっている子会社群の調査を全国の担当部局に協力をお願いして調査対象を選定して、出た答えを全部1カ所で集約する。その間の連絡調整に大変な時間がかかる。調査が終わっても最終的な通知書を出すまでに半年もかかっている。こういう事態になっているのは、やはりどこか改善しなければだめだという思いがありました。

ただ、この見直しをするに当たって、ここにありますようにグループ経営の実態を十分に把握し、とнаっています、企業グループには、新設あり、分社あり、買収ありと、いろいろな形で形成されていますし、意思決定も全部親会社主導でやっている会社もあれば、各社単位でやっているところもある。しかも、大きな企業グループもあれば小さいところもある。そのような実態を幾ら調べても答えは出ないと思います。どういう基準で、こういうグループ経営ならマルかバツかと議論しても、おそらく答えが出ないと思いますので、これはもうとにかく資本関係で律するしかないと思っています。

そのことを前提にして考えたときに、今、宮永特別委員から御指摘がありました、100%でなくてもいいだろうというご意見。確かに世界は80%75%などとなっていますが、連結納税制度の中で少数株主のことまで意識した税制となると、これはまた結構大変だな、という印象があります。

今、ふと気がついたのですが、連結納税制度は100%であってもいいが、企業グループ内での一定の場合の支援については寄附金としないなど、そういう方法で何か対応できないものかと、そんな気がしました。

租税回避、租税回避と言っていますが、そんなにあちらこちら起こっているわけではなくもっとも決定的な問題は、岡村委員がおっしゃったことだと思います。

あと、もう一つは、入り口は甘くすると言っても、やはり欠損金をたくさん抱えていて名目上の欠損金しかない会社を買収してくるといふ、税の軽減が主目的の買収行為もありますので、そういうのは入り口でしっかり抑えなければいけない。ただ、真性の赤字が出たのを様々な制約を課して通算を抑制するというのは、やめた方がいいだろう、そんな感じを持っています。

以上です。

#### ○田近座長

いろいろ興味深いですね。

#### ○小田嶋税理士

寄附税制を少し緩和するなど、少数株主問題を連結納税制度で解決するのではなく

て、他のツールがないのかということです。

#### ○田近座長

ありがとうございます。

#### ○宮永特別委員

私の方から取りようによっては非常に複雑な問題をお話しして申しわけなかったのですが、我々、例えば参考になるのは、自分の会社のことを言うてはいけませんが、シーメンスみたいな大きな会社と国際合弁を作る。これでやるときは、もうシーメンスはシーメンスでドイツの税制と米国の税制との間で、我々は日本。こうなると、どこも説明できるような形になって、どちらかという強いとか弱いというようなことはあまりないので、非常にビジネスライクに、各国の税務当局に説明するときもごく普通にできるのです。

例えば日本の中で私どもが業界再編をしようとする。米国でも私は幾つか会社を買ったりなどしたときでも、小さな会社を米国のある州の政府から、どうしてもこの会社を存続させたいから再生ファンドが頼ってくる。その場合、買収するときには、その会社を買うとき、再生ファンドは再生ファンドでスーパー大手だといいいのですが、中ぐらいの再生ファンドで真面目なところの方たちは、自分たちは税金を払わないわけではないが、ある程度、赤字は少し我々の方で残したいが、のれんの償却分の権利だけは州政府が、もし三菱重工がこの会社を買ってくれたら、この分はあなたにあげるから、将来、必ずその分は実現して、その利益は米国から持ち出せない、ほとんど出ないからそこに再投資されるでしょう。必ず何らかの形で何年かかかって利益が実現していく。だから、これはあまり気にしないのです。ただし、全体のバランスはそれであって、州としては雇用と税金とのバランスでちょうどいいところがあるので、是非そうしてくださいと言うと、それはそうですかと言って結局受けることもあったり。

例えば少数株主の方と我々とがある業界、先ほどリーダーというかマジョリティーを持って支配している、実効支配の意味というのは、こういうことだと思うのです。どうしても自分たちでもやっていけないが、長い間、その人たちの雇用を守ってください。何とか人生を全うさせてください。その上で、利益もだんだん出るようにしてほしい。だけれども、始めのうちは赤字です。

ですから、あるところまで、例えば少数の方がプットオプションだけずっと持っていて、それは無条件な一方通行のユニラテラルなプットオプションをきちんと持って自由に行使できる。コールオプション側は、向こうが合意しない限り持っていないというようなリーダーの場合は非常に責任が重大で、常に自分が犠牲にならないといけないところがいっぱい出る。こういう合弁企業の場合、どちらかという、そのような場合は、明らかに社会的な動機、倫理観からしても、それは弱い者いじめでは絶対ない。必ず少数の方に自由裁量権を与えるような条件のものとそうでないものとな

りありまして、そういうもので先ほどの悪用するとか租税を回避するというのではなくて、競争力を高めるためにやはり何とかしたいという気持ちでやっているものも多いので、そういうところは条件などをきちんとみてという感じはします。

#### ○田近座長

分かりました。

他に渡辺教授、どうぞ。

#### ○渡辺早稲田大学教授

ありがとうございます。

総会の意見を眺めていて、そして今の皆様方の御議論を聞いて感じたことを申し上げます。まず、完全支配関係についてですが、おそらく今回の会合のミッションの一番大事なところは、現状でうまくいっていなかったところを見直そうということだと理解しました。

そのうちの大きなところの1つは、例えば5ページの簡素化の最初にある、ある子会社で税務調査があり云々というところかと思います。そうだとすると、完全支配の有無という話とはあまり関係がないように認識しました。完全支配関係については、私も個人的には100%は厳し過ぎるかなと思うことはあります。しかし、今回のミッションの中心はその見直しではないような気がしますので、仮に今、うまくいっていないところをどのように改善していくかという話をしているのであれば、今、必ずしもうまくいっていないわけではない100%の部分はいじらずに当面は話を進めていくことになるのかなという印象を持ちました。これが第一点です。

二点目としては、先ほど申し上げました簡素化の最初のところに、修・更正が入ったときに大変なコストが掛かるというのは全くそのとおりだと思うのですが、それは一方で、親会社の子会社に対するコントロールが利いていないということを示していることになるのかもしれない。

仮にそうであれば、そういう企業は連結を利用する資格がないというか、利用する能力がないという主張もありえるとは思いますが。日本の企業は欧米とは違って、子会社に対するガバナンスがうまく機能していないではないかという意見があることも承知しております。しかし、一足飛びにそこまで今の日本の企業を持っていくのは難しいと思います。だからといって連結を利用させないようにするのはではなく、むしろ身の丈に合った使える税制にしようと、今、うまくいっていないところを修正してうまく機能させようというのが、先ほどから申し上げている通り、この会合のミッションではないかという理解をしています。

そういう流れで先ほどから皆様方の議論を聞いていると、子法人というか、子会社のベースでの申告を認めるというのはあり得る選択なのでしょう。そうだとすると、もう一方で、租税回避についての中立性が大事になるので、6ページの中立性・公平性の議論の最初の○で、組織再編やグループ法人税制をみようということになってい

くのも当然の成り行きだと思います。

そのような前提で、もう一つ言っておきたいことは、組織再編税制等もこれから動く可能性があるということです。例えばこれまでも会社法が改正されれば組織再編税制はそれに応じて動いてきたのです。今後、会社法の方も少し動きがあるようですから、そうすると、そこら辺も見ながら、組織再編税制やグループ法人税制は全く動かないという前提で連結納税をそれらに合わせるということではなくて、対象も動くかもしれないということは意識しつつ、相互に整合性をとれた制度、中立性のある制度ということを考えることになろうかと思います。

また、先ほどから申し上げているように、うまくいっていないところを変える、変えるとすれば、租税回避が行われるかもしれないから、その租税回避を防止しようというわけであって、何もこれを契機に租税回避を全部潰そうということまでを考える必要はないと思います。新しい制度を作ることによって租税回避防止には目を配らなければいけません、だからといって、新制度ができたことによって、今までは潰されなかったものが潰されてしまうなど、そういうところまで当面は考える必要はないのではないかという印象を持ちました。

以上です。

#### ○田近座長

ありがとうございます。

では、濱田部長、どうぞ。

#### ○濱田（株）日立製作所財務マネジメント本部税務統括部部長

少し今の渡辺教授の話に関わるのですが、親会社のガバナンスが利いていないという面、確かに連結納税の中であるかもしれないのですが、実際は少ない人数で割と効率が効いており、税務調査など様々な面で、あまり大きな更正や修正というのはほとんど受けないですね。あるのは、どちらかというところと小さな事務処理ミスとかそういったものが多くて、そういったものにつきましても更正や修正が入ると全部見直さなければだめだとなり、この点、企業側も課税する側も非常に手間がかかっておりまして、実際、もうこれだけで数カ月かかるような作業を行っております。

今日、お話をお伺いしまして、岡村委員が言われていたところですが、行き着くところ、やはり全体でやっている限りなかなか難しく、そういうものを単体の方にシフトしていただくとかかなりすっきりした仕組みに変わるのではないかと感じております。この点が一点。

もう一点、宮永特別委員が言われていた話なのですが、当社のお話で恐縮ですが、当社は2002年から連結納税、日立製作所で行っております、このリカバリーに非常に有効に効きますので、グループの構造改革などグループ内の再編に非常に有効だったと感じております。特に社内の中のポートフォリオを入れ替えていく上で非常に有効でした。

今、宮永特別委員が言われましたように、社内だけではなくて社外との再編もありまして、再編税制の方はかなり積極的に再編を後押ししていくような形で変わってきているのですが、連結の方は、もう今、言われました対象の範囲が100%に限られているとか、そういった縛りがあってなかなかうまく使い切れていないというところが大きく、これはどちらかというところ、グループの実質で考えたときに、国際競争力などそういった面の方からですが、ぜひ検討していただきたいところではあります。

それは当然なのですが、それに併せて租税回避防止という議論は、それはそれで非常に大事かと思えますので必要かと思えますが、それと併せてグループ外の再編についても後押ししていくような議論があるとありがたいと思えます。

#### ○田近座長

ありがとうございます。

では、梶川会長、どうぞ。

#### ○梶川太陽有限責任監査法人代表社員会長

初めて参加させていただきました。総会の御議論であったり、今、各委員の皆様方がおっしゃられたことなど、事務局で一応案として書かれている、それを踏まえて検討の視点というところでは大きな異論はございません。

皆様の御意見の中の完全支配のあり方というのもの、100%子会社でない話というものを入れますと、逆に日本の連結という企業文化は、少数株主がいて、さらに上場しているような状態まであるものですから、様々な意味で非常に考え方が難しくなるような気もしまして、この連結という意味では100%子会社という範囲はここで前提に置かれるというところは、今のこの議論としては十二分に納得できるお話かと思えます。

その中で、その考え方なのですが、100%子会社ということに限定している以上は、私は実態的に確かに子会社をどのようにガバナンスしているかというのは日本の企業風土であるかもしれないのですが、100%子会社であれば、やはり親会社がガバナンスを利かせていることを大きな流れの前提として考えた上で、この課税主体一つだという大きな理念は維持しても構わないのではないかという気はします。

ただ、その中で事務負担等、その後の修正、更正等の租税業務、租税行政との対応も含めて、どのようにより簡潔にということか、仮計算的なことができるかということも実際に心理的負担も大きいということと、あと先ほど小田嶋税理士がおっしゃられた行政庁の方も御苦勞が多いということがあれば、企業の話だけではなくて何か方法論がないかという部分は非常に感じます。

少し論点が違うのですが、今回、視点の中で事務負担というのはあるわけですが、この辺は私なども仕事柄、多くの企業と接するのですが、実際にこういった連結納税についてお出来になるがしていないようなところについてそんなに深く、私どもは会計監査というスタンスでお付き合いしているのですが、実態的にどのような心理的な要件なり何なりがあるのか。

まさに仕組みの複雑さの問題もあれば、実際に事務負担の複雑さというか。仕組みの複雑さの方は、そういうことを言うのは失礼かもしれませんが、一定の枠組みの知識を得ること自身の厄介さというのも現場である程度の規模の会社ですと実態的にはおありになるわけで、入り口からもう拒否してしまうこともおそらくおありになると思うので、その辺は今、やりたいと思いつつもという会社の実態把握というのは今回の議論ではとても重要になられて、それを事務局もお考えのようですが、私などもできる限り、本当に何が問題なのかという。その何が問題かの整理がないと、やはり一定の解決策を探っても、それがマッチングしないということにはなると思うので、この事務負担のお話は、その辺をぜひ考えさせていただければ。

最後に、先ほど宮永特別委員がおっしゃられたような一定の政策目的ではないのですが、共同開発のような何か特例要件のあるような事業行為がある場合に、何かその辺は付加的に考えていく余地というのは国際競争力など大きな会社に対して一定の租税特別法で、様々なもので政策目的の規定はあるわけで、そのような流れの中で一般論としてではなく考えていける余地はあるのかという気がします。

これは最後なのですが、出入りのところのお話というのは、やはり租税回避防止というところがすごく重要だとは思いますが、時価評価の問題というのは企業会計でいっても、将来損失の見込みのようなものは時間軸の問題が今、大きく出ておりました、もちろん、税と会計とは考え方が違うのですが、結局のところは実現しなければ損も益も、昔の考え方ではなかったものを時間軸、予測可能になった時点で今、会計は比較的損益を認識する。ただ、税はその実現的な話でやられていて、その時間軸のずれについて、これをどのぐらい租税回避と言うのか、言わないのかみたいなことは検討の余地があるのかなという。その緩めるという意味ではないのですが、これはエグジットしていかれるときにも同じ発想が少し入ってくるのではないかと思います。

以上です。

#### ○田近座長

ありがとうございました。

ということで、ここで今日の議論は閉めたいと思うのですが、中里会長、現時点で特段の御意見はございますか。

#### ○中里会長

いえ、ございません。

#### ○田近座長

今日は連結納税制度についてのこれからどう進めていくか、吉沢課長から説明のあったたたき台を踏まえて活発で有意義な議論ができたと思います。

今日いただいた議論も踏まえて私の方で整理した上で、今後、この場で、専門家会議でどう諮っていくかということをつなげていきたいと思います。

総会でも出ましたし、今日出たように、実態把握というか、濱田部長もおっしゃっ

たように連結をされて大変良いこともあったという御意見もあれば、一方、連結をしない会社もあるということで、私としては実態把握を進めてもらいたい。組織再編税制、グループ税制も踏まえた 이슈を改革、この連結納税制度以降、どうなったのか。それをしっかり実態把握を進めてもらいたいということで、経済界の方にはぜひ御協力いただきたいと思います。

これからですが、今日、この専門家会議を始めた。そして、実態把握を進めるということで、これからですが、年明け以降、随時開催して具体的な検討を進めていき、総会につなげたいと思います。

今日いただいた御意見はこの後、14時半から第20回の税制調査会の総会がありますので、私の方からかいつまんで紹介させていただきたいと思います。

次回以降は、その調査の進捗状況も踏まえてですが、また改めて事務局から御案内ということにさせていただきたいと思います。

ここで今日は閉めさせていただきますが、先ほど申し上げたように内容については事務方から記者ブリーフィングということで進めます。

これから長いお付き合いになると思いますが、実態調査を踏まえて、ぜひ御協力いただきたいと思います。

本日はありがとうございました。